

京都市建築行政情報総合支援システム構築業務受託候補者選定実施要領

制定 平成25年12月19日

(趣旨)

第1条 この実施要領は、京都市建築行政情報総合支援システム構築業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(委託費用の上限)

第2条 要綱第3条に規定する別に定める委託費用の上限は、9,000,000円とする。ただし、委託費用には、本業務の仕様書に記載された平成25年度において受託者が実施する業務内容の全てを含むものとし、当該委託費用の上限には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

(参加資格者の要件)

第3条 要綱第4条に規定する別に定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第3号から第5号に該当する者でないこと。
- (6) 地方公共団体において、建築物、建築設備及び工作物に関する建築基準法に定められた業務（以下「法定業務」という。）、法定業務に付随する業務又はこれらに類似する業務に関して、データベースにより管理するシステム開発等の受託実績を有していること。ただし、本プロポーザルの公告の日前5年以内に業務を完了したものに限る。

(参加表明の方法等)

第4条 要綱第5条第2項に規定する別に定める方法等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託希望者は、参加表明書及び会社概要（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

- (2) 前号に規定する参加表明書等の提出期間は、平成25年12月24日から平成26年1月8日午後5時までとする。

(選定会議)

第5条 要綱第6条第5項の規定による選定会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 都市計画局建築指導部建築指導課長
- (2) 都市計画局建築指導部建築審査課長
- (3) 都市計画局建築指導部建築安全推進課長
- (4) その他、要綱第6条第3項の規定による議長が指名する者

(受託候補者の選定等)

第6条 要綱第5条第3項に規定する別に定める選定の詳細は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受託希望者は、次に掲げる書類（以下「企画提案書等」という。）を提出しなければならない。
 - ア 企画提案書及び企画提案書記載事項確認書
 - イ 見積書
 - ウ 経費内訳書
- (2) 前号に規定する企画提案書等の提出期間は、平成26年1月17日から平成26年1月22日午後5時までとする。
- (3) 受託希望者は、第1号の規定による企画提案書等の提出に関し、電子メールにより質問することができる。
- (4) 前号の規定による質問の受付期間は、平成25年12月24日から平成26年1月8日午後5時までとする。
- (5) 本市は、平成26年1月14日までに、受託希望者全員に対し、質問者を特定できる情報を削除したうえで、質問事項及びその回答を電子メールにより通知する。
- (6) 本市は、受託希望者から提出された企画提案書等の内容に関し、補足資料の提出等を求めることができる。
- (7) 選定会議は、受託希望者から提出された企画提案書等の内容及び企画提案書に関するヒアリングについて、別に定める提案内容評価要領に基づき算出した評価点をもって評価する。
- (8) 選定会議は、前号の規定による評価点の合計が最も高い者を、受託候補者として選定する。評価点の合計が最も高い者が2以上あるときの取扱いは、別に定める提案内容評価要領による。
- (9) 選定会議は、受託候補者が業務を実施するに足る能力を有しないと認める場合においては、前号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しないことができる。
- (10) 選定会議は、参加表明書及び企画提案書等が次のアからエまでに掲げる事項のいずれかに該当するときは、受託候補者を失格とすることができる。失格となっ

た場合は、別途通知する。

ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

- 2 選定会議は、受託候補者が本事業の受託について辞退した場合については、前項第7号の規定による評価点の合計が次点となる者を選定し、その者を受託候補者とすることができる。

(選定結果の通知)

第6条 要綱第7条第2項に規定する別に定める通知の詳細は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市は、前条第1項第9号の規定に基づく受託候補者の選定審査結果について、書面をもって通知する。
- (2) 通知内容に疑義のある受託希望者が説明を求める場合は、平成26年2月7日午後5時にまでに、書面を本市に持参し提出することとする。
- (3) 選定会議は、前号の求めがあった場合は、平成26年2月14日までに書面をもって回答する。

(その他)

第7条 この要領の実施に必要な事項については、都市計画局建築指導部建築審査課長が定める。

附則

- 1 この実施要領は、要綱の施行の日から施行する。
- 2 この実施要領は、平成26年3月31日をもって廃止する。